



相 続 手 続 の ご 案 内

フリーダイヤル [相続お手続き専用]

0120-459-089

受付時間 平日 9:00～16:00

(土日・祝日・年末年始はお休みです)



四国銀行

(2024.8)

お客さまへのご案内

このたびはご愁傷さまです。謹んでお悔やみ申し上げます。
このご案内では、亡くなられた方（被相続人さま）のご預金等の
取り扱いや、お客さま（相続人さま、※受遺者さまなど）に
ご用意いただく書類につきまして説明していますが、ご不明な
点、ご要望などがございましたら、遠慮なくご相談くださいま
すよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 受遺者：遺言書で被相続人さまのご預金等の承継を指定された者

目 次

ご留意いただく事項	4～5
相続の種類別手続	6
A. 法定相続手続	7
(遺産分割協議、家庭裁判所の調停・審判でない場合)	
B. 遺産分割協議	8
C. 家庭裁判所の調停	9
D. 家庭裁判所の審判	10
E. 自筆証書遺言・秘密証書遺言	11
F. 公正証書遺言	12
G. 相続人の不存在	13
戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍の取得方法	14
戸籍謄本等郵送請求書	15
相続人確認表(きりにとってご利用ください)	17
相続人確認表(補足表)	18
ご用意いただく相続手続書類	19
相続手続依頼書	21
記入例	
相続手続依頼書	最終頁

【ご留意いただく事項】

1. **亡くなられた方(被相続人さま)のご預金等**(国債、投資信託等を含みます)

(1) 当座預金以外のご預金等

相続手続きが完了するまでは、解約、お引き出し、ご入金(振込みによるご入金を含みます)のお取り扱いができなくなります。

(2) 当座預金は解約させていただきます。

被相続人さまが生前に振り出された小切手や手形の決済に付きましては、取引店窓口にご相談ください。

2. **被相続人さまのご預金からの口座振替**(お引き落とし)

電気・電話・水道・ガス・税金・クレジット等の口座振替(お引き落とし)は停止となります。

3. **被相続人さまのご預金への振込**

振込みによるご入金は、原則お取り扱いできなくなります。

家賃などの継続的な振込入金のお受取は、口座を変更していただく必要があります。

4. **貸金庫**

被相続人さまが使用されていましたが貸金庫については、相続手続きが完了するまでは、ご使用できなくなります。

5. 残高証明書の発行

被相続人さまのご預金等の残高証明書の発行は、下記の書類をご用意いただき、取引店窓口にお申し出ください。

なお、相続人さま1名からのお申し出により、発行いたします。

【ご依頼者】

①相続人さまの場合

- ・被相続人さまの亡くなられたことが確認できる戸籍謄本又は除籍謄本
- ・相続人さまであることが確認できる戸籍謄本
- ・相続人さまの印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内）
- ・実印

②遺言執行者の場合

- ・遺言書（自筆証書遺言は家庭裁判所の検認済証明書付）
または遺言執行者選任審判謄本（家庭裁判所発行）
- ・遺言書が公正証書遺言書の場合は、被相続人さまの亡くなられたことが確認できる戸籍謄本又は除籍謄本
- ・遺言執行者の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内）
- ・実印

③相続財産清算人の場合

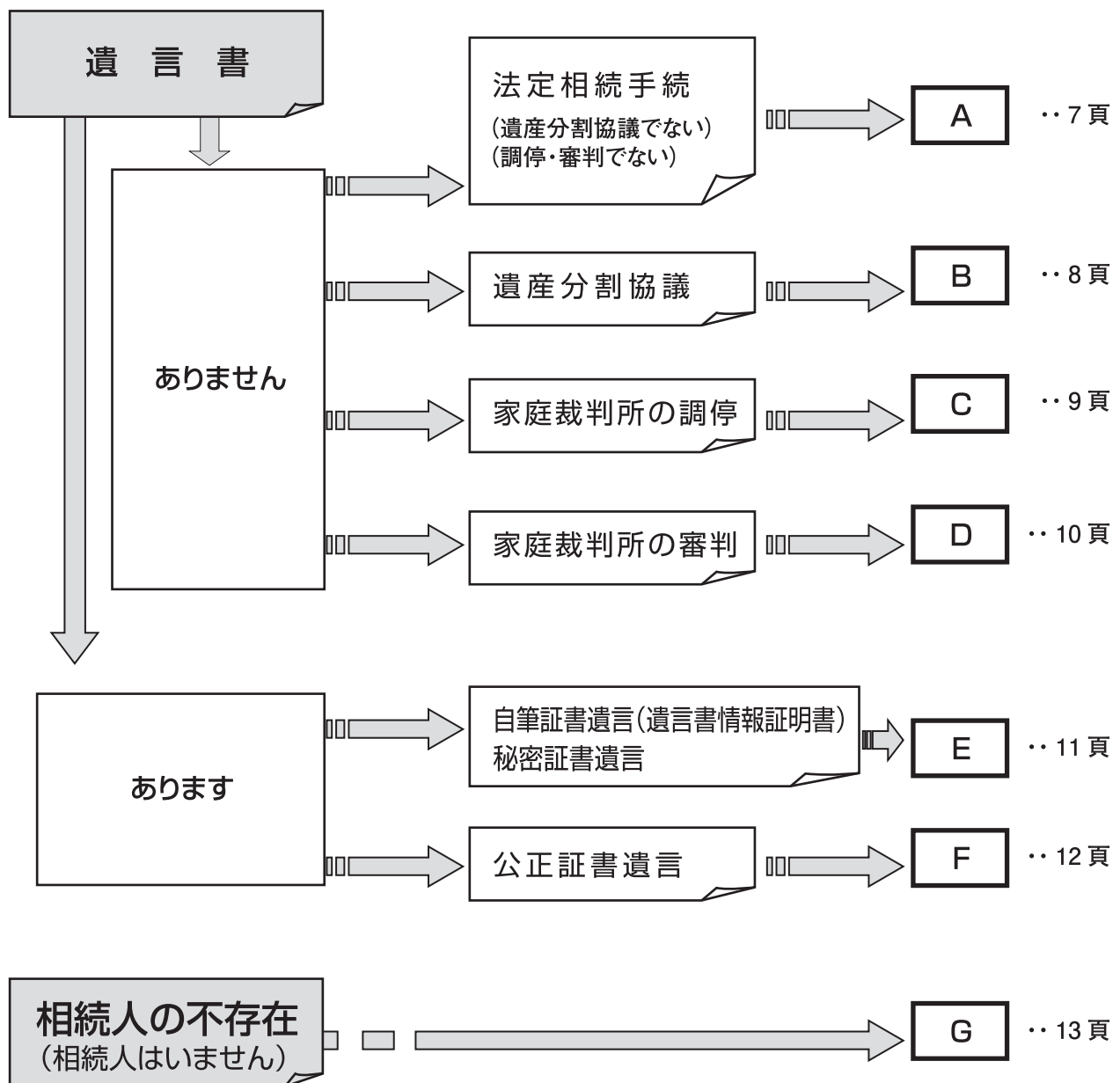
- ・相続財産清算人選任の審判書謄本（家庭裁判所発行）
- ・相続財産清算人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内）
- ・実印

※ご提出していただいた書類の原本の返却をご希望の際は、その旨をお申し出ください。

【相続の種類別手続】

相続の種類別手続に依じて、お客さまにご用意いただく書類が相違しますので、ご説明申し上げます。

下記の図に従って該当する種別（**A**～**G**）をご確認いただき、必要書類をご用意ください。



次のページから **A⇒B⇒C⇒D⇒E⇒F⇒G** と順次、必要書類等についてご説明します。

A. 法定相続手続（遺産分割協議、家庭裁判所の調停・審判でない場合）

①	被相続人（亡くなられた方）さまの戸籍謄本一式 ただし、法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）があれば不要です。 被相続人さまが生まれたときから死亡されるまでの連続したものがが必要です。 戸籍を管外転籍されている場合（例えば徳島市⇒室戸市⇒高知市に転籍）は転籍前（室戸市、徳島市）の戸籍も必要となります。 相続人さまが被相続人さまの兄弟姉妹の場合は、被相続人さまの父母の戸籍謄本もご用意ください。 兄弟姉妹が結婚・養子縁組・分籍等で父母の戸籍から除籍され、その後死亡されている場合は、除籍されたときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要です（兄弟姉妹の子、被相続人さまからみて甥、姪の確認）。
②	相続人さまの戸籍謄本 相続人さまが被相続人さまの配偶者および長男、次男、長女、次女などの子供の場合は、上記①の戸籍で確認できる場合は省略できる場合があります。
③	相続人さまの印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
④	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
⑤	相続手続依頼書 相続人さま全員のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり（番地・番・号・マンション名等）に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑥	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 上記⑤の相続手続依頼書の5で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑦	相続人さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約せず名義変更される場合に必要となります。

B. 遺産分割協議

①	遺産分割協議書 相続人さま全員が遺産分割協議に参加され、全員の実印が押印され、全員の印鑑証明書が添付されている遺産分割協議書が必要です。 なお、相続人さまが未成年者の場合は、家庭裁判所で「特別代理人」の選任が必要となります。その場合は遺産分割協議には、未成年者に代わって、その「特別代理人」が参加します（未成年者特別代理人選定審判書謄本および特別代理人の実印の押印と印鑑証明書の添付を確認）。
②	被相続人（亡くなられた方）さまの戸籍謄本一式 ただし、法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）があれば不要です。 被相続人さまが生まれたときから死亡されるまでの連続したものがが必要です。戸籍を管外転籍されている場合（例えば徳島市⇒室戸市⇒高知市に転籍）は転籍前（室戸市、徳島市）の戸籍も必要となります。 相続人さまが被相続人さまの兄弟姉妹の場合は、被相続人さまの父母の戸籍謄本もご用意ください。兄弟姉妹が結婚・養子縁組・分籍等で父母の戸籍から除籍され、その後死亡されている場合は、除籍されたときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要です（兄弟姉妹の子、被相続人さまからみて甥、姪の確認）。
③	相続人さまの戸籍謄本 相続人さまが被相続人さまの配偶者および長男、次男、長女、次女などの子供の場合は、上記②の戸籍で確認できるときは省略できる場合があります。
④	相続人さまの印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。なお、パスポートの提示による方法も可能です。
⑤	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
⑥	相続手続依頼書 遺産分割協議書で被相続人さまの預金等を承継される相続人さまのご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。実印は鮮明に押印してください。
⑦	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。上記⑥の相続手続依頼書の5で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑧	相続人さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約せず名義変更される場合に必要となります。

C. 家庭裁判所の調停

①	遺産分割調停調書
	家庭裁判所での調停が成立し、家庭裁判所から発行された謄本
②	調停調書で当行の預金等を承継される相続人さまの印鑑証明書
	市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
③	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード
	ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続きが必要となりますので、なるべく、お探してください。
④	相続手続依頼書
	調停調書で被相続人さまの預金等を承継される相続人さまのご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑤	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。
	相続預金等を現金解約される場合に必要です。 上記④の相続手続依頼書の5で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑥	相続人さまの預金取引印
	被相続人さまの定期預金等を解約せず名義変更される場合に必要となります。

D. 家庭裁判所の審判

①	遺産分割審判書 家庭裁判所で審判がされ、家庭裁判所から発行された謄本
②	審判確定証明書 審判が確定した旨の家庭裁判所の証明書
③	審判書で当行の預金等を承継される相続人さまの印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
④	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
⑤	相続手続依頼書 審判書で被相続人さまの預金等を承継される相続人さまのご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑥	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 上記⑤の相続手続依頼書の5で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑦	相続人さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約せず名義変更される場合に必要となります。

E. 自筆証書遺言（遺言書情報証明書）・秘密証書遺言

①	自筆証書遺言書（遺言書情報証明書）・秘密証書遺言書
②	遺言書検認済証明書または遺言検認調書謄本（遺言書情報証明書の場合は不要） 遺言書が民法の定めどおりに作成されていることの家庭裁判所の証明書。 遺言書の内容の検証まではしません。
③	被相続人さまの戸籍謄本・除籍謄本等 ただし、法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）があれば不要です。 被相続人さまの死亡日の確認ができる書類（戸籍・除籍謄本、住民票等）が必要です。
④	遺言執行者の印鑑証明書 ①の遺言書または下記⑥で遺言執行者が選任されている場合。 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。
⑤	遺言書で当行の預金等を承継される受遺者さまの印鑑証明書（遺言執行者が選任されていない場合） 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 受遺者さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
⑥	遺言執行者選任審判書謄本 上記①で遺言執行者が選任されている場合は不要です。 遺言の内容が遺産分割の必要な場合に家庭裁判所へ選任の申立をします。
⑦	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
⑧	相続手続依頼書 遺言執行者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 遺言執行者の選任がなされていない場合は受遺者（遺言書で被相続人さまの預金等を承継される方）のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり（番地・番・号・マンション名等）に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑨	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 遺言執行者または遺言執行者の選任が必要でない場合は上記⑧の相続手続依頼書の5で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑩	受遺者さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約せず名義変更される場合に必要となります。

F. 公正証書遺言

①	公正証書遺言書 公証人役場から発行される公正証書の謄本または正本
②	被相続人さまの戸籍謄本・除籍謄本 ただし、法定相続情報一覧図の写し（法務局発行）があれば不要です。 被相続人さまの死亡の事実が記載された戸籍・除籍謄本が必要です。
③	遺言執行者の印鑑証明書 ①の遺言書または下記⑤で遺言執行者が選任されている場合。 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。
④	遺言書で当行の預金等を承継される受遺者さまの印鑑証明書（遺言執行者が選任されていない場合） 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 受遺者さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
⑤	遺言執行者選任審判書謄本 上記①で遺言執行者が選任されている場合は不要です。 遺言の内容が遺産分割の必要な場合に家庭裁判所へ選任の申立をします。
⑥	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探しください。
⑦	相続手続依頼書 遺言執行者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 遺言執行者の選任がなされていない場合は受遺者（遺言書で被相続人さまの預金等を承継される方）のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑧	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約される場合に必要です。 遺言執行者または遺言執行者の選任が必要でない場合は上記⑦の相続手続依頼書の5で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑨	受遺者さまの預金取引印 被相続人さまの定期預金等を解約せず名義変更される場合に必要となります。

G. 相続人の不存在

被相続人さまに相続人が存在しない場合の手続です。

被相続人さまの（※）利害関係人から被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に相続財産清算人選任の申立を行うことができます。（民法第952条）

※利害関係人＝相続債権者、相続債務者、事務管理者、特別縁故者など

①	相続財産清算人選任の審判書謄本 家庭裁判所で相続財産清算人が選任され、家庭裁判所から発行された審判書の謄本
②	相続財産清算人の印鑑証明書 市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 家庭裁判所発行の証明書でも可です。
③	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
④	相続手続依頼書 相続財産清算人のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑤	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡しします。 相続預金等を現金解約する場合に必要です。 相続財産清算人のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。

戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍の取得方法

1. 市・区役所、町・村役場の窓口で請求する場合

お亡くなりになられた方（被相続人さま）の「出生」から「死亡」までの連続した戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍の交付を依頼してください。戸籍が火災、地震、津波、空襲などで滅失して存在していない場合は、「告知書」等の交付を依頼してください。

なお、管外転籍（注）等がある場合は、現在の戸籍を管轄する役所・役場だけでなく転籍前の役所・役場の窓口で交付を依頼する必要があります。ただし、令和6年3月から開始した広域交付制度により、本籍地以外の役所・役場でも請求が可能な場合があります。詳細は請求される予定の役所・役場へあらかじめご確認ください。

（注）管外転籍の例

生れた時 松山市 ⇒ 徳島市 ⇒ 亡くなられた時 高知市の場合、高知市役所、徳島市役所、松山市役所の窓口で交付申請する必要があります。

除籍謄本	婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍といいます。 戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本といいます。
改製原戸籍謄本	改製原戸籍とは、戸籍の改製（戸籍法の改正による法務省令等）によって、従前の戸籍が消除され、新たな戸籍が編製された場合の、その除かれた従前の戸籍のことです。 改製後の戸籍謄本には、改製原戸籍謄本の記載事項の全てが移記されているわけではありません。例えば、改製前に結婚などで除籍されている場合は、改製後の戸籍謄本に移記されないため、改製原戸籍謄本が必要となります。

2. 郵送で請求する場合

次ページにあります「戸籍謄本等郵送請求書」をコピーいただきご利用ください。

なお、役所・役場によっては独自の請求書でなければ受付けないとか、手数料等が相違することがありますので、あらかじめ、お電話にて役所・役場にご確認ください。

また、各役所・役場のホームページでも戸籍の郵送による請求方法や請求書のひな型、送付先住所、手数料などが掲示されていますのでご覧ください。

戸籍謄本等郵送請求書

請求者	住 所	〒 -		
	フリガナ			印
	氏 名			
	生年月日	・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日		
	昼間の連絡先	・ 自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯 () -		
	請求者と必要とする者との関係	(該当に○をしてください) ・ 夫 ・ 妻 ・ 子 ・ 孫 ・ 父 ・ 母 ・ その他 ()		
必要の戸籍 な者	本 籍			
	氏 名	(戸籍の筆頭者：)		
請求書類		謄 本	手数料	
	戸 籍	通	1通 円	
	除 籍	通	1通 円	
	改製原戸籍	通	1通 円	
使用目的	相続手続に使用するため。 必要な者が貴市区町村に在籍した全期間（連続しているもの）の謄本を依頼します。			
交付手数料(定額小為替) _____ 円 返信用切手 _____ 円を同封します。 ※ 交付手数料は郵便局発行の「定額小為替」をご利用ください。 また、交付手数料は役所・役場により相違することがありますので、あらかじめ、ご確認ください。 ※ 返信用封筒には郵便番号・現住所・氏名を記入し、普通便または速達便に応じて切手を貼ってください。 謄本を何通も請求されるときは、切手を余分に入れてください。(返信用封筒に貼らずに)				
請求者の 本人確認書類	「運転免許証」、「マイナンバーカード」等の写しを添付してください。 上記以外は、「健康保険証」、「年金手帳」、「診察券」等の2種類の写しを添付してください。			

表認人続相

1. 被相続人の子供（第一順位）がいる場合は、第二順位（父母）・第三順位（兄弟姉妹）欄は記入不要です。
この場合、被相続人の子供が被相続人の死亡日以前に既に死亡されている場合は、その子供（被相続人の孫）を記入してください。
2. 既にお亡くなりなられた方のお名前もご記入してください。亡くなられた方の欄には × をしてください。

＜相続人の範囲＞

同順位	配偶者（常に相続人となります）	○	○	○	○	○	×	×	×
第一順位	子供またはその代襲相続人（孫、ひ孫）	○	×	×	×	○	×	×	×
第二順位	直系尊属（父母、祖父母の順）	－	○	×	×	－	×	×	×
第三順位	兄弟姉妹またはその代襲相続人（甥、姪）	－	－	○	×	×	－	○	×

○…戸 (除) 籍謄本で確認し該当者がいる場合、相続人となります。
×…戸 (除) 籍謄本で確認し該当者がいない場合です。
—…相続人となりません。

第三順位（被相続人の兄弟姉妹）の場合は

次ページの「相続人確認表」(補足表)にご記入ください

(父)	年 月 日生 年 月 日	第二順位 (直系尊属)	(母) 年 月 日生 年 月 日	
被相続人 (亡くなられた方) 年 月 日生 年 月 日死亡		配偶者 (常に相続人) 年 月 日生 年 月 日		
第一順位 (子供)		第二順位		
(続柄) 年 月 日生 年 月 日	) (続柄) 年 月 日生 年 月 日			
代襲相続 (被相続人の孫)				
(続柄) 年 月 日生 年 月 日	) (続柄) 年 月 日生 年 月 日			

相続人確認表（補足表）

（相続人が被相続人の兄弟姉妹の場合）

被相続人 （亡くなられた方） 年 月 日死亡	配偶者 （常に相続人） 年 月 日 生 年 月 日
---	---

第三順位 （被相続人の兄弟姉妹）	
(続柄) 年 月 日 生 年 月 日	(続柄) 年 月 日 生 年 月 日
(続柄) 年 月 日 生 年 月 日	(続柄) 年 月 日 生 年 月 日
(続柄) 年 月 日 生 年 月 日	(続柄) 年 月 日 生 年 月 日

代襲相続（被相続人の甥・姪）	
(続柄) 年 月 日 生	(続柄) 年 月 日 生
(続柄) 年 月 日 生	(続柄) 年 月 日 生
(続柄) 年 月 日 生	(続柄) 年 月 日 生

ご用意いただく相続手続書類

※ 相続の種類により、ご用意いただくものが異なります。詳しくは、7～14 頁をご覧ください。

ご用意いただくもの		入手先	チェック
必要に応じて	被相続人さまの戸籍謄本一式 ※ 相続の種類が A. 法定相続手続、B. 遺産分割協議の場合に必要です。	市・区役所、町・村役場	
	相続人さまの戸籍謄本 ※ 相続の種類が A. 法定相続手続、B. 遺産分割協議の場合に必要です。 ただし、上記、被相続人さまの戸籍謄本一式等で相続人さまが確認できる場合は不要です。	市・区役所、町・村役場	
	法定相続情報一覧図の写し ※ 法定相続情報証明制度により法務局が発行します。 これがあれば、上記被相続人さまと相続人さまの戸（除）籍謄本は不要です。	法務局	
必須	相続人さま等の印鑑証明書（6 ヶ月以内のもの）	市・区役所、町・村役場	
	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード	お客さま	
	相続手続依頼書	本冊子最終頁	
右記に該当する場合	相続預金等受取書 ※ 相続預金等を現金解約される場合にお渡しします。	当行窓口でお渡しします	
	相続人さまの代表者の実印 ※ 相続預金等を解約される場合に必要です。	お客さま	
	相続人さまの預金取引印 ※ 相続預金等を解約せず名義変更される場合に必要です。	お客さま	
	遺産分割協議書	お客さま	
	遺産分割調停調書謄本	家庭裁判所が発行	
	遺産分割審判書謄本とその審判確定証明書	家庭裁判所が発行	
	遺言書 自筆証書遺言（遺言書情報証明書） 秘密証書遺言・公正証書遺言	お客さま	
	遺言書検認済証明書 ※ 公正証書遺言・遺言書情報証明書の場合は不要です。	家庭裁判所が発行	

※ 上記ご用意いただく書類は、ご提出後、原本を確認のうえ、コピーして、お返しすることもできます。
ご希望の場合は、お申し出ください。

また、ご提出いただいた書類確認の後に、追加の書類提出をお願いすることもあります。

記入例

相続人さま等全員が署名・捺印後、銀行に提出される日を記入してください。
西暦・元号どちらでも可。

2024年7月1日

被相続人 おなまえ	四 国 一 郎	2024年4月1日 死亡
--------------	---------	--------------

※ 記入欄が不足する場合は裏面記入欄をご使用ください。

☒ 相続人 ☐ 受遺者 ☐ 遺言執行者 ☐	おところ 高知市はりまや町1丁目1番1号 おなまえ 四 国 太 郎	実 印
☒ 相続人 ☐ 受遺者	おところ 高知市はりまや町1丁目1番1号 おなまえ 四 国 花 子	実 印
☒ 相続人 ☐ 受遺者	おところ 南国市後免町2丁目2-13 おなまえ 四 国 二 郎	実 印
		実 印
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ おなまえ	実 印

印鑑証明書どおりのご住所・お名前を必ずご本人が自署してください。
記入を間違われた場合は、右の実印で訂正してください。

上記被相続人の株式会社四国銀行（以下「銀行」という）との取引における相続手続については、下記のとおり取扱いしてください。この相続手続依頼書に基づく取扱いについて、紛議が生じても、私（達）が（連帯して）いっさいの責任を負い、銀行には迷惑・損害をかけません。

2. 喪失届

1. 承継方法 は、後記4. の「承継方法の取扱い区分」のとおり取扱してください。
- (1) 「名義変更」に✓の場合、「名義変更後のお名前」欄に記入の名義に変更
- (2) 「解約」に✓の場合、一括して解約し、私(達)が分割します。
- 解約金は、後記5. の「受取方法」のとおり取扱してください。

2. 喪失届 後記4. の「喪失物（所在不明物）」について
- 該当物に✓を付した通帳・証書（以下「通帳等」という）については、所在が不明です。
- 喪失扱として処理を依頼します。
- なお、通帳等を発見した際には、直ちに銀行に届出します。

3. 私（達）は、制裁対象国（北朝鮮）に住所または居所がないこと、また、「資産凍結等経済制裁対象者」ではないことを表明します。

4. 相続預金・債券等の表示と喪失物・相続手続 … 該当の□にレ点をしてください。★（照会日： 年 月 日現在）

相 続 預 金 ・ 債 券 等 の 表 示			承継方法の選択	
種 類	店名・口座番号	喪失物（所在不明物）		
☒ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）	本店 1234567	☒ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☒ 解約	普通預金、貯蓄預金は解約のみ。
☐ 普通預金 ☒ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）	本店 4567890	☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☒ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☒ 定期預金 ☐ その他（ ）	本店 4567123	☐ 通帳 ☐ 証書	☒ 名義変更 ☐ 解約	四 国 太 郎
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☒ その他（ 外貨定期預金 ）	本店 2000123	☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☒ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他（ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	

署名・捺印された相続人さま等のうち、代表して受け取られる方のお名前等をご記入ください。

5. 受取方法 … 該当の□にレ点をしてください。

☒	下記口座に入金をしてください。							
	口座名義		銀行名	支店名	科目・口座番号			
	フリガナ シロク タロウ 四 国 太 郎		四 国 銀 行	本店 支店	☒ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座 ☐ その他	5 1 2 3 4 5 8		
☐	下記口座に振込をしてください。手数料が必要となる場合は振込金より差し引いてください。							
	口座名義		銀行名	支店名	科目・口座番号			
	フリガナ		☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組	支店	☐ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座 ☐ その他			
	依頼人名	※受取人と異なるときのみ フリガナ						
☐	が店頭窓口で解約払戻金を受領します。なお、別途「受取書」を提出します。							

6. 相続する貸金庫の取扱い

番 号	取 扱 内 容	喪 失 物	解 約 日
	が貸金庫の開閉、格納物の出庫および解約をします。	☐ 鍵 ☐ カード	

- （銀行使用欄）
1. 相続手続依頼日は、相続人等全員が署名・捺印した日以降の日付。西暦・元号どちらでも可。
2. 4の欄は★照会日現在の種類・口座番号を行員が記入。（照会票は保存する）
記入完了後（記入可能範囲）、相続人等に交付。（交付前の事前記入）
3. 署名・捺印欄の相続人・受遺者・遺言執行者・代理人は該当に✓。相続人または受遺者が遺言執行者の場合、両方に✓。

相続サポートオフィス		取 扱 店				【喪失届の有無】	
検 印	係 印	検 印	印鑑照合	相続人確認	受 付	有	永年保存
						無	10年保存
処理日		☐ 営業店処理 ☐ 相続サポートオフィス処理			処理日・送付日		

利用目的明示印

相 続 手 続 依 頼 書

株式会社 四 国 銀 行 あて

相続手続依頼日

年

月

日

被相続人 おなまえ		年	月	日	死亡
--------------	--	---	---	---	----

※ 記入欄が不足する場合は裏面記入欄をご使用ください。

☐ 相続人 ☐ 受遺者 ☐ 遺言執行者 ☐	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	

上記被相続人の株式会社四国銀行（以下「銀行」という）との取引における相続手続については、下記のとおり取扱いしてください。この相続手続依頼書に基づく取扱いについて、紛議が生じても、私（達）が（連帯して）いっさいの責任を負い、銀行には迷惑・損害をかけません。

記

1. 承継方法は、後記4. の「**承継方法の取扱い区分**」のとおり取扱してください。
- (1) 「**名義変更**」に✓の場合、「名義変更後のお名前」欄に記入の名義に変更します。
- (2) 「解約」に✓の場合、一括して解約し、私(達)が分割します。
- 解約金**は、後記5. の「**受取方法**」のとおり取扱してください。

2. 喪失届 後記4. の「**喪失物（所在不明物）**」について
該当物に✓を付した通帳・証書（以下「通帳等」という）については、所在が不明です。
喪失扱として処理を依頼します。
なお、通帳等を発見した際には、直ちに銀行に届出します。

3. 私（達）は、制裁対象国（北朝鮮）に住所または居所がないこと、また、「資産凍結等経済制裁対象者」ではないことを表明します。

4. 相続預金・債券等の表示と喪失物・相続手続 … 該当の□にレ点をしてください。★（照会日： 年 月 日現在）

相 続 預 金 ・ 債 券 等 の 表 示			相 続 手 続	
種 類	店名・口座番号	喪失物（所在不明物）	承継方法の取扱い区分	名義変更後のお名前
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 （ ）		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	

5. 受取方法 … 該当の□にレ点をしてください。

☐	下記口座に入金をしてください。							
	口座名義		銀行名	支店名	科目・口座番号			
	フリガナ		四国銀行	支店	☐ 普通	☐ 貯蓄	☐ 当座	☐ その他
☐	下記口座に振込をしてください。 手数料が必要となる場合は振込金より差し引いてください。							
	口座名義		銀行名	支店名	科目・口座番号			
	フリガナ		☐ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組	支店	☐ 普通	☐ 貯蓄	☐ 当座	☐ その他
	依頼人名	※受取人と異なるときのみ フリガナ ご記入ください。						
☐	が店頭窓口で解約払戻金を受領します。なお、別途「受取書」を提出します。							

6. 相続する貸金庫の取扱い

番 号	取 扱 内 容	喪 失 物	解 約 日
	が貸金庫の開閉、格納物の出庫および解約をします。	☐ 鍵 ☐ カード	

- (銀行使用欄) 1. 相続手続依頼日は、相続人等全員が署名・捺印した日以降の日付。西暦・元号どちらでも可。
2. 4の欄は★照会日現在の種類・口座番号を行員が記入。(照会票は保存する)
記入完了後（記入可能範囲）、相続人等に交付。(交付前の事前記入)
3. 署名・捺印欄の相続人・受遺者・遺言執行者・代理人は該当に✓。相続人または受遺者が遺言執行者の場合、両方に✓。

相続サポートオフィス		取 扱 店				【喪失届の有無】	
検 印	係 印	検 印	印鑑照合	相続人確認	受 付	利用目的明示印	有 永年保存
							無 10年保存
処理日		☐ 営業店処理 ☐ 相続サポートオフィス処理			処理日・送付日		

4. 相続預金・債券等の表示と喪失物・相続手続 … 該当の□にレ点をしてください。

☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	
☐ 相続人 ☐ 受遺者	おところ	実 印
	おなまえ	

相 続 預 金 ・ 債 券 等 の 表 示			相 続 手 続	
種 類	店名・口座番号	喪失物（所在不明物）	承継方法の取扱い区分	名義変更後のお名前
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	
☐ 普通預金 ☐ 貯蓄預金 ☐ 定期預金 ☐ その他 ()		☐ 通帳 ☐ 証書	☐ 名義変更 ☐ 解約	